

川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設
「大ホール」及び「小ホール(リハーサル室)」に係る
ネーミングライツパートナー募集要項

川越市 文化芸術振興課

令和 7 年 1 1 月

1 募集の目的

本募集は、ネーミングライツの実施を通じて、安定的な財源確保による持続可能な施設等の運営を行うとともに、民間事業者等の資源、ノウハウ等を活用することにより、施設等の魅力を高め、地域の活性化を図ることを目的として、ネーミングライツパートナーを募集するものです。

2 募集の内容

(1) 対象施設

本募集は、埼玉県及び川越市が共同で整備した公の施設である「埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設」及び「川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設」のうち、市施設である「川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設」における「大ホール」及び「小ホール(リハーサル室)」の2つのホールを対象施設としてネーミングライツパートナーを募集します。

なお、「大ホール」及び「小ホール(リハーサル室)」の命名権について、それぞれ募集するものではなく、2つのホールをセットとして募集するものです。

(2) 契約期間

令和8年4月1日～令和12年3月31日（4年間）

(3) ネーミングライツ料（最低金額）

年額800万円（消費税及び地方消費税含む）

＊この金額以上での募集とします。

＊敷地内外のサインの表示変更に係る費用は含みません。

3 対象施設の概要

(1) 設置目的（市施設）

文化芸術の振興並びに市民の活動及び交流の促進を図り、もって市民の文化の発展及び福祉の増進に資すること

(2) 所在地・規模等

○所在地 川越市新宿町1丁目17番地17

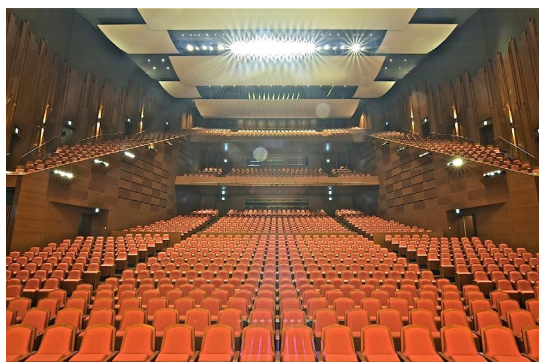
○敷地面積 13,524 m²

○延床面積 40,211 m²（施設全体）

○収容人数

大ホール 1,712 席（1階 982 席、2階 154 席、3階 576 席）

小ホール 220 m²（椅子利用時 160～220 席程度 ※利用形態による）



■大ホール



■小ホール（配置設備は一例）

(3) 利用実績

○施設全体

<利用人数>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設全体	543,898人	620,433人	670,775人

○市施設

<利用人数>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大ホール	177,350人	185,807人	224,704人
小ホール(リハーサル室)	28,278人	31,086人	34,432人
ほか(※)	98,895人	121,487人	130,698人
計	304,523人	338,380人	389,834人

※ 市施設（市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設）

<日稼働率>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大ホール	85.0%	82.7%	91.8%
小ホール(リハーサル室)	92.6%	91.8%	89.5%
ほか(※)	89.6%	91.5%	91.1%
全体	89.5%	91.1%	91.1%

※ 市施設（市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設）

4 愛称の条件

- (1) 公の施設としてふさわしいものであり、親しみやすさ、呼びやすさ等の観点から、市民や利用者の理解が得られる愛称を提案してください。法人やブランドのロゴマーク(※)も使用することができます。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する愛称は使用できません。

※ ロゴマークは応募者が権利を有する登録商標を原則とします。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ③ 政治性又は宗教性のあるもの
 - ④ 個人又は団体の名刺広告又は意見広告
 - ⑤ 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - ⑥ 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
 - ⑦ 良好な美観風致を害するおそれのあるもの
 - ⑧ 前掲のほか、広告を掲載することが適切でないもの
- (2) 小ホールの愛称は、大ホールと区別するため、原則として愛称の最後に「小ホール」を残すことを条件とします（例：〇〇小ホール）。ただし、審査の結果、混乱が生じない愛称と判断できるものであれば、この限りではありません。
- (3) 愛称は、施設の一般的な呼称であり、市が条例で定めている施設名称を変更するものではありません。また、愛称が定着するまで、条例上の施設名称を併記する場合があります。
- (4) 利用者の混乱を避けるため、契約期間中は、社名変更等やむを得ない事由が生じた場合を除き、愛称の変更はできません。

5 パートナーメリット

ネーミングライツ契約が成立した場合、施設等への愛称表示のほか、以下のパートナーメリットを得ることができます。詳細については、優先交渉権者決定後、別途協議の上決定するものとします。なお、提案内容によっては、ご希望に添えない場合があります。

- ① パートナーの商品等の展示・広告スペースへの設置
- ② 館内デジタルサイネージを利用した広告、PR動画等の表示
- ③ 市施設（大ホール、小ホール、市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設）を利用する際の優先利用
 - *繁忙期を避けるなど、一般利用者に影響のない範囲での優先利用となります（大ホールは年3回程度を上限とした利用を想定しています）。
 - *施設の優先利用であり、利用料金を減免するものではありません。
- ④ 交流広場を利用してイベント等を開催する際の優先利用
- ⑤ 市及び指定管理者が運営するホームページ及びSNSによる広報
- ⑥ 契約期間満了後の更新に関しては、現契約と同条件以上であること等を審査の上、現在のネーミングライツパートナーを優先交渉権者とします。

6 愛称表示に係る費用負担等

区 分	市	パートナー
敷地内外の看板等の表示変更や新設(※1)		○(※2)
契約期間終了時の原状回復		○
市が発行する広報紙等の印刷物や市ホームページの表示変更	○(※3)	
上記のほか、表示の変更に要する費用		○

- ※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また、看板等を新設する場合は、設置の可否を含めて協議を行い、必要な許可等を受けた上で行うこととします。
- ※2 表示変更部分及び新設した看板等の維持管理費は、ネーミングライツ料とは別に、パートナーの負担となります。
- ※3 印刷物は、契約締結後に作成開始するものを対象とし、既成の印刷物の表示変更費用は、パートナーの負担とします。

7 知的財産権

愛称に関する知的財産権は、ネーミングライツパートナーに帰属するものとし、市が無償で使用することを認めるものとします。

また、本件愛称表示に関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、ネーミングライツパートナーが自己の責任と費用において解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとします。

8 応募資格

応募資格を有する者は、ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人その他の団体とします。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合を除きます。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業とされる業種及びこれに類する業種
- ② 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業とされる業種
- ③ 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- ④ ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種
- ⑤ 投機的商品に関する業種
- ⑥ たばこに関する業種
- ⑦ 占い又は運勢判断に関する業種
- ⑧ 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に規定する

探偵業とされる業種及びこれに類する業種

- ⑨ 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- ⑩ 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- ⑪ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続を開始している事業者
- ⑫ 各種法令に違反している事業者
- ⑬ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- ⑭ 本市の市税を滞納している事業者
- ⑮ 社会問題を起こしている業種や事業者

9 選考スケジュール

応募から契約締結までの主なスケジュールは以下のとおりです。

内容	期間
応募期間	令和 7 年 1 1 月 1 7 日 (月)～令和 8 年 1 月 3 0 日 (金) 午後 5 時
質問の受付期間	令和 7 年 1 1 月 1 7 日 (月)～令和 7 年 1 2 月 2 6 日 (金) 正午
質問に対する回答期限	令和 8 年 1 月 9 日 (金)
審査結果の通知	令和 8 年 2 月下旬まで
優先交渉権者との協議・ 契約締結	令和 8 年 2 月下旬 (予定)～令和 8 年 3 月下旬 (予定)

10 応募方法

(1) 応募方法

- ・申込書に必要事項を入力の上、必要書類を添え、募集期間内に持参、郵送又は電子メールにて「16 申込み・問合せ先」まで提出してください。
- ・電子メールにてご提出いただく場合、「(3) 提出書類」のうち、④（登記事項証明書）、⑥及び⑦（納税証明書）については、併せて原本を各 1 部ずつ持参又は郵送してください。

(2) 募集期間

令和 7 年 1 1 月 1 7 日（月）から令和 8 年 1 月 3 0 日（金）午後 5 時まで

*提出後は、電話により到達確認を行ってください。到達確認は、午前 9 時から午後 5 時までの時間にて受付いたします（土日祝日を除く）。

*郵送の場合の締切りは、1 月 3 0 日（金）必着とします。

(3) 提出書類

- ① ネーミングライツパートナー申込書（様式1）
 - ② 誓約書（様式2）
 - ③ パンフレット等、応募者の事業内容が分かるもの
 - ④ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - ⑤ 直近3年分の決算報告書
 - ⑥ 納税証明書等申請書兼証明書
（市税に未納がないことの証明書）
 - ⑦ 国税通則法施行規則で定める納税証明書「その3の3」
（「法人税」「消費税及び地方消費税」に未納がないことの証明書）
- ＊上記⑥⑦は、発行後3か月以内のものを提出してください（写し可）。

■募集に関する質問の受付と回答

募集要項の内容等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間
令和7年11月17日（月）から令和7年12月26日（金）まで
- (2) 提出方法
質問票（様式3）に必要事項を入力し、電子メールにて「16 申込み・問合せ先」まで提出してください。
＊電話等での質問については、受け付けません。
- (3) 回答
質問事項とその回答は、令和8年1月9日（金）までに、川越市ホームページにて公表します。

11 選定方法

提出書類をもとに、本市が設置する審査委員会において、審査基準に基づき総合的に審査を行います。評価点が最も高い者を優先交渉権者とし、次に得点の高かった者を次点の優先交渉権者として決定します。

なお、応募者が1者の場合でも審査を行います。審査の結果、一定の基準を満たしていないと判断した場合は、パートナーに選定しないことがあります。

(1) 審査基準

審査事項	審査項目	配点
I 愛称	・愛称の親しみやすさ、呼びやすさ ・施設の設置目的やイメージとの整合	20 点

Ⅱ 提案金額	配点 × $\frac{\text{当該応募者の提案金額}}{\text{応募者のうち最も高い提案金額}}$	30 点
Ⅲ 応募者	・ 応募者の経営状況等の安定性 ・ 本事業への意欲（応募理由） ・ 市政又は地域に対する社会貢献等	30 点
Ⅳ その他	・ 施設等の知名度や魅力の向上、地域活性化につながる活動	20 点
合 計		100 点

(2) 選定結果

選定結果は、採否に関わらず、全ての応募者に令和 8 年 2 月下旬までに電子メール及び書面にて通知します。

なお、選定結果に対する異議申立ては受理しません。

12 優先交渉権者との協議

優先交渉権者の選定後、契約に係る基本的事項等について協議を行います。協議が不調に終わった場合や協議中に優先交渉権が応募資格を欠いた場合、市は次点の優先交渉権者と協議を行うことができるものとします。

13 契約締結及び公表

(1) ネーミングライツパートナーの決定及び契約の締結

優先交渉権者との協議が調った時点で、当該優先交渉権者をネーミングライツパートナーとして決定し、契約を締結します。

(2) 公表

契約締結後、速やかに次の事項についてホームページ等で公表します。

- ① ネーミングライツパートナーの名称
- ② 施設の愛称
- ③ ネーミングライツ料
- ④ 契約期間

14 決定の取消し、契約の解除

ネーミングライツパートナーが、次の各号のいずれかに該当するときは、市はネーミングライツパートナーの決定を取り消し、又は契約期間満了を待たずに契約を解除することとします。

- (1) 虚偽の申請等によりネーミングライツパートナーとなったことが判明した場合

- (2) 「8 応募資格」に規定するネーミングライツパートナーとなることができない事由に該当した場合又は該当することが明らかとなった場合
 - (3) 社会的信用を失墜する行為等により施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合その他ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められる場合
 - (4) ネーミングライツパートナーに係る経営状況等の安定性及び社会貢献等の公共性が損なわれたと認められる場合
 - (5) その他市長がネーミングライツパートナーとして適当でないと認める場合
- ＊契約の解除による原状回復に必要な費用はパートナーの負担とします。また、納入されたネーミングライツ料は返還しません。

15 その他留意事項

- (1) 応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 応募者の都合による書類の提出後の修正又は変更は、一切認めません。
- (3) 事故等による未着については、本市では責任を負いません。
- (4) 提出された書類は返却しません。

16 申込み・問合せ先

川越市 文化スポーツ部 文化芸術振興課（本庁舎 5 階）

所在地：〒350-8601 川越市元町 1 丁目 3 番地 1

電話番号：049-224-6157（直通）

メールアドレス：bunkashinko★city.kawagoe.lg.jp

（送信する際は、★を@に置き換えてください）